

酒田市の介護予防・日常生活支援総合事業の類型

【訪問型サービス】

サービス類型	主な内容／対象者	サービス提供者	方式	人員基準	面積基準など	介護報酬／補助額	本人負担額
現行相当	身体介護を伴うものや専門性の高いもの（入浴介助・献立指導等）／要支援・CL該当	介護事業所	指定	国基準どおり		国基準どおり	1割 （高額所得者は2割）
A型	主として家事援助（掃除・調理・買い物等）／要支援・CL該当	介護事業所	指定	国基準より緩める		ほぼ国基準	2割 （高額所得者は2倍）
B型	生活支援・支え合い（A型と同等の内容または軽微な支援）／要支援・CL該当（軽度該当者含）	地域住民団体等	補助	最低基準のみ		市からの定額補助（ケアプランを立てる際に十分な受入体制の組める団体を前提）	サービス提供者が決定

【通所型サービス】

サービス類型	主な内容／対象者	サービス提供者	方式	人員基準	面積基準など	介護報酬／補助額	本人負担額
現行相当	専門的な機能回復訓練（時限あり）／要支援・CL該当（改善が見込まれる者）	介護事業所	指定	国基準どおり	国基準どおり	国基準どおり	1割 （高額所得者は2割）
A型	現状維持のための運動、アクティビティ（原則半日）／要支援・CL該当（主として交流目的の者）	介護事業所	指定	国基準より緩める	国基準と同等	ほぼ国基準だが、加算の種類は整理	定額を予定
B型	閉じこもり予防、軽体操／要支援・CL該当（主として交流目的の者で、入浴や食事の支援が不要な者）	地域住民団体等	補助	最低基準のみ	最低基準のみ	市からの定額補助（ケアプランを立てる際に十分な受入体制の組める団体を前提）	サービス提供者が決定

※CL（基本チェックリスト）

65歳以上の方で介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当するかどうかをチェックする質問項目

※どの類型に分類されるかは、ケアマネジメントの結果によるため、現行相当、A型、B型の併給はできない。

A型の人員・設備等基準について

【訪問介護】

項目	給付の基準	酒田市基準
訪問介護員の員数	常勤換算 2.5 人以上	有資格者かは問わない
サービス提供責任者	利用者 40 人ごとに 1 人以上	人数にかかわらず 1 人
管理者	専従常勤（兼務可）	（給付に同じ）
設備・備品	必要な広さ、設備、備品	（給付に同じ）

<先進地のサービスA内容>

- ・身体介護を行わない。（生活援助のみ）

<酒田市のサービスA内容>

- ・身体介護を行わない。（生活援助のみ）

*運営基準については、基本的にこれまでどおりとする。

【通所介護】

項目	給付の基準	酒田市基準
生活相談員	サービス提供時間あたり 1 人以上	介護給付・現行相当サービスにおける定数内で行うのであれば① 単独設置または定数外で行うのであれば②
看護職員	サービス提供単位ごとに 1 人以上	
介護職員	サービス提供単位ごとに 1 人以上 (他サービスとの兼務可)	
機能訓練指導員	1 人以上 (兼務可)	
管理者	専従常勤 (兼務可)	
食堂・機能訓練室など	1 人当たり 3 m ²	介護給付・現行相当サービスにおける定数内で行うのであれば既存の基準を満たしていればよい (新たな整備は不要)。 単独設置または定数外で行うのであれば③ 消防設備については、面積に応じて必要な設備を備える。

① : 介護給付・現行相当サービスにおける定数内でA型を行うのであれば、本体の人員基準を満たしていれば新たな配置は不要。

② : 単独設置または定数外でA型を行う場合、次の人員を必要とする。

生活相談員 1 人 (兼務可)・看護職員 1 人 (定数外なら不要)・介護職員 (単独設置の 1 人目は有資格者、2 人目以降または定数外なら資格不問)・機能訓練指導員 (兼務可)・管理者 (兼務可。単独設置なら他職種とのみ兼務可)

③ : 1 人当たり 3 m²だが、全ての種類の部屋を必ずしも要しない。

なお、介護給付・現行相当サービスと同時開催しない場合は、同一場所で同一介護士が行うものであっても単独設置扱いとなる。(例：通常の営業時間外に実施した場合など)

*運営基準については、基本的にこれまでどおりとする。

<先進地のサービスA内容>

- ・入浴・排せつ・食事の介助は行わない。(基本的にサロンに近い)
- ・送迎を行わないとしている事例もあり。
- ・休日や営業時間外、施設以外の場所での実施を想定している事例もある。
- ・提供時間は2～3時間“以上”と規定。

<酒田市のサービスA内容>

- ・排せつ・食事の介助は、必要な方に対しては行う。
- ・入浴はオプションとする。(保険外で自由設定)

標準価格： 350円

- ・送迎は基本的に含んでいるが、通常の実施地域以外への送迎は費用徴収可能。(現在と同じ)
- ・既存事業所の営業時間外や施設以外の場所でA型を実施することも可能。施設以外での開催であっても面積基準は満たす必要があり、指定申請時に実施場所を特定し、基準を満たすことを確認する。複数の場所を申請することも可能。これらは全て単独設置扱いになる。
- ・提供時間は3時間“以上”とし、3時間ずつ2グループをまわしても、5～6時間の1グループでもよい。同一人物への介護報酬は1日単位で計算するので、何時間のサービス提供を行っても同額である。(要支援の月額報酬と要介護の時間報酬の中間的な扱い)
- ・運動機能訓練等は義務付けないが、実施した場合は加算の対象とする。